



# 長野県報

5月17日(月)  
平成22年  
(2010年)  
第2165号

## 目 次

### 告 示

介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可（健康長寿課介護支援室）	1
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害者支援課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	1
保安林予定森林（森林づくり推進課）	3
公共測量の実施（建設政策課）	3

### 公 告

一般競争入札（税務課）	3
都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	4
開発行為に関する工事の完了（5件）（建築指導課）	4
平成22年度長野県警察官採用試験（A・第2回）の実施（人事委員会事務局）	5

## 告 示

### 長野県告示第284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設の許可を、次のとおり行いました。

平成22年5月17日

長野県知事 村井 仁

許可した年月日

開設者の名称	施設の名称	所在地	
医療法人社団英駿会大久保クリニック	介護療養型老人保健施設びおら	松本市大字島内3533番地	平成22年5月1日
医療法人社団英駿会大久保クリニック	介護老人保健施設びおら	松本市大字島内3533番地	平成22年5月1日

健康長寿課介護支援室

### 長野県告示第285号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成22年5月17日

長野県知事 村井 仁

氏名	診断に当たる 障害別	診療を行う医療機関の 所在地及び名称
倉島志八	視覚	千曲市上山田温泉3-34-3 医療法人長野寿光会 上山田診療所

障害者支援課

### 長野県告示第286号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡南木曽町吾妻4689の5、4689の754、4689の755
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
吾妻4689の5（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第287号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曽郡南木曽町吾妻4136の132
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第288号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曽郡大桑村大字殿425の2、425の5（次の図に示す部分に限る。）、425の44、425の46
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字殿425の2・425の5・425の44・425の46（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第289号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月17日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曽郡大桑村大字殿1621の7、1621の8（次の図に示す部分に限る。）、1621の10、1621の11
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字殿1621の7（次の図に示す部分に限る。）、1621の8、1621の10・1621の11（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第290号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月17日

長野県知事 村井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡大桑村大字殿2411の1から2411の8まで、2411の17

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第291号**

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成22年5月17日

長野県知事 村井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡王滝村4587の1、4587の2、4588の3、4589の1、4589の4、4590の1、4590の3、4594の1、4594の3、4594の4、4595の1

## 2 指定の目的

落石の危険の防止

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第292号**

岡谷市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年5月17日

長野県知事 村井 仁

## 1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

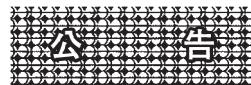
## 2 作業期間

平成22年4月1日から平成23年3月18日まで

## 3 作業地域

岡谷市

建設政策課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年5月17日

長野県知事 村井 仁

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

個人事業税納税通知書等封入封かん業務

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

平成22年6月1日から平成22年11月30日まで

## (4) 入札方法

印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり及び封入封かん1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。